

議案第 号

和解することについて

次のとおり国家賠償請求事件に関し和解をしようするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年(2025年)12月 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市は、国家賠償請求事件に関し、次のとおり和解する。

1 事件名 神戸地方裁判所令和6年(ワ)第880号国家賠償請求事件

2 当事者 原告

被告 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 森 臨太郎

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県

代表者 兵庫県知事 齋 藤 元 彦

3 和解の要旨

- (1) 被告宝塚市は原告に対し、解決金として、金350万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告宝塚市は原告に対し、前項の金員を、本和解成立後速やかに、原告指定の口座宛に振込送金する方法により支払う。ただし、振込手数料は被告宝塚市の負担とする。
- (3) 原告と被告宝塚市は、令和8年に行われる弁論準備手続期日において、原告が、被告兵庫県に対する神戸地方裁判所令和6年(ワ)第880号国家賠償請求事件の訴えを全部取り下げ、被告兵庫県が、この取下げに同意したことを確認する。
- (4) 原告は、被告宝塚市に対するその余の請求を放棄する。
- (5) 原告と被告宝塚市は、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務も存しないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第 号

和解することについて

事件の概要

宝塚市立 中学校に在籍していた原告は、 、同中学校の部活動中、顧問であった教員から体罰を受けた(以下「本件事案」という。)

本件事案により、原告は、加療に7日間を要する頸部筋挫傷、腰部挫傷、右肩挫傷、左肩挫傷及び左下腿挫傷の負傷を負い、その後に、心的外傷後ストレス障害を発症した。

また、原告は、 、本件事案以降、数回登校したのみで 以降は卒業まで一切登校することができなかつたほか、心的外傷後ストレス障害を発症した影響で、現在も通常の日常生活を送ることができていない。

原告は、原告が本件事案によって被った損害について、宝塚市及び兵庫県は国家賠償法上、これを賠償すべき責任があるとして、令和6年(2024年)5月15日に宝塚市及び兵庫県を被告として神戸地方裁判所伊丹支部に国家賠償請求訴訟を提起した。

今般、神戸地方裁判所より和解案が示されたことを受け、被告宝塚市が原告に対し、解決金として350万円を支払うことで和解しようとするものである。

なお、原告は、令和8年(2026年)に行われる弁論準備手続期日において、被告兵庫県に対する訴えを全部取り下げる意思を示しており、被告兵庫県も同意する意向である。